ロ　新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

ハ　偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

ニ　他の取消事由に類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

(二)　換価の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1)　職権による換価の猶予の手続等の整備（第一五条の五の二関係）

地方団体の長は、職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができることとした。

(2)　申請による換価の猶予制度の創設（第一五条の六関係）

地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとした。ただし、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（猶予申請中及び一定の猶予中のものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができることとした。

(3)　職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る納付方法、猶予の通知、猶予の不許可事由及び取消事由について、徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこととした。また、申請による換価の猶予について、申請に係る補正の手続等につき徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこととした。（第一五条の五～第一五条の五の三及び第一五条の六～第一五条の六の三関係）

(三)　担保の徴取を不要とする場合について、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合とすることとした。（第一六条関係）

(四)　所得税の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあっては、更正の請求に基づくものに限る。）又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金に係る還付加算金の計算期間の始期について、当該賦課決定の基因となった所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して一月を経過する日の翌日とすることとした。（第一七条の四関係）

(五)　期限後に申告書が提出された場合において、期限内に申告書を提出する意思があったと認められるものにつき不申告加算金を課さないこととする制度について、適用対象となる申告書の提出期限を、法定の申告書の提出期限から一月以内（改正前二週間以内）とすることとした。（第七一条の一四、第七一条の三五、第七一条の五五、第七二条の四六、第七四条の二三、第九〇条、第一三二条、第一四四条の四七、第二七八条、第三二八条の一一、第四八三条、第五三六条、第六〇九条、第六八八条、第七〇一条の一二、第七〇一条の六一、第七二一条及び第七三三条の一八関係）

(六)　納税義務者について税務代理人が数人ある場合の総務省の職員が行う調査の事前通知について、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表となる税務代理人を定めたときは、総務省の職員が行うこれらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとすることとした。（第七二条の四九の六、第七二条の六三の二、第一四四条の三八の二及び第三九六条の二関係）

二　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部改正関係

1　消費税の収入額に対する地方交付税の率について、以下の措置を講ずることとした。

(一)　平成二九年度から一九・五パーセント（消費税率換算一・五二パーセント）とすることとした。（第四条関係）

(二)　(一)の施行期日を平成二九年四月一日とすることとした。（附則第一条関係）

2　地方消費税の税率の七八分の二二（消費税率換算二・二パーセント）への引上げ等の施行期日を平成二九年四月一日とすることとした。（附則第一条関係）

3　附則第一九条第三項（景気判断条項）を削除することとした。（附則第一九条関係）

三　地方税法等の一部を改正する法律の一部改正関係

平成二七年度分の軽自動車税から適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、平成二八年度分の軽自動車税から適用することとした。（平成二六年改正法附則第一条及び第一三条関係）

四　国有資産等所在市町村交付金法の一部改正関係

平成二八年度から平成三〇年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした。（附則第一四項関係）

五　地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正関係

法人の事業税及び地方法人特別税の税率について、以下の措置を講ずることとした。（第二条、第九条及び第一三条関係）

1　資本金一億円超の普通法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすることとした。

(一)　平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税

| 所得のうち年四〇〇万円以下の金額 | 一〇〇分の一・六（改正前一〇〇分の二・二） |
|---|---|
| 所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額 | 一〇〇分の二・三（改正前一〇〇分の三・二） |
| 所得のうち年八〇〇万円を超える金額 | 一〇〇分の三・一（改正前一〇〇分の四・三） |

(二)　平成二八年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税

| 所得のうち年四〇〇万円以下の金額 | 一〇〇分の〇・九 |
|---|---|
| 所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額 | 一〇〇分の一・四 |
| 所得のうち年八〇〇万円を超える金額 | 一〇〇分の一・九 |